

春日井市書のまち春日井マスコットキャラクター「道風くん」着
ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「書のまち春日井」を広くPRするため、書のまち春日井マスコットキャラクター「道風くん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出対象者は市内に活動の本拠を置く各種団体などのほか、市長が適当と認めた者とする。

(貸出期間)

第3条 着ぐるみの貸出期間は、7日間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請手続)

第4条 着ぐるみの貸出を希望する者は、貸出を受けようとする日の3月前から10日前までに着ぐるみ貸出申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

(貸出の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き貸出を承認する。

- (1) 春日井市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 書のまち春日井について正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、企業、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) その他市長が着ぐるみの貸出しについて不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の承認又は不承認を決定したときは、その結果を着ぐるみ貸出承認（不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 前条の規定による承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 着ぐるみの運搬に要する費用を負担すること。

- (3) 承認内容に従って使用すること。
- (4) 火気、水気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時等に屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみの装着中は、必ず1名以上の補助者を付けること。
- (7) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第7条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったとき又はその他この要綱に違反したときは、第5条第2項の規定による承認を取り消すとともに、その借受者への貸与を行わない。この場合、借受者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 市長は、前項の規定により着ぐるみの貸出の承認を取り消したときは、着ぐるみ貸出承認取消通知書（第3号様式）により借受者に通知するものとする。

(返却)

第8条 借受者は、着ぐるみの使用を終えたとき、承認された期間を経過したとき又は前条第2項の規定による承認を取り消されたときは、着ぐるみ返却届兼使用状況報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 借受者が着ぐるみを返却するときは、点検を受けるものとする。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、借受者の負担により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 借受者は、紛失及び補修が困難な状況まで損傷した場合は、借受者が実費弁償しなければならない。

(損害賠償)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月3日から施行する。